

日常生活用品（おむつ）助成制度について

※おむつ助成の新規申請を行った月からが、助成対象です。

1 在宅等で生活している方（現物の助成）

ご自宅にお住まいの方もしくは市内の有料老人ホームに入所中の方は、指定されたおむつの中から一定の数量をご自宅、有料老人ホームまで配達いたします。

※配達内容を変更するときは、前月の20日までにおむつ配達業者に連絡してください。

※特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院に入所中の方は助成の対象外です。ただし、入所中に医療病棟に入院した場合は、現金助成の対象になります。

2 入院中の方（現金の助成）

入院により、おむつの配達（現物助成）が受けられない場合に限り、おむつ代の現金助成が受けられます。年に3回の領収書の提出月（4月、8月、12月）に、市役所におむつ代の領収書を提出していただくことにより、月額8,000円（税込）上限の助成となります。

① 提出物 入院期間中のおむつ代の領収書

※氏名、おむつ代の明記、領収印、領収日がないものは受付できません。

※詳しくは、別紙「おむつの領収書見本」をご覧ください。

② 提出月と提出する領収書の対象月

提出月	提出する領収書（前月までの4か月分）
4月	12・1・2・3 月分の領収書
8月	4・5・6・7 月分の領収書
12月	8・9・10・11 月分の領収書

③ 提出先 府中市役所介護保険課介護サービス係（郵送・オンライン申請可）



オンライン申請の場合、府中市ホームページ（トップページ）>健康・福祉>高齢の方への支援>高齢者へのサービス>日常生活用品おむつの助成より、「オンライン申請（領収書提出書及び領収書提出）」Logo フォームにてご申請ください。

④ 支払月 提出月の翌月（5月、9月、1月）の31日ごろ、ご指定いただいた銀行口座に振り込みます。

※ 領収書の提出が提出月までに間に合わない場合は、**次回の提出月までは受付できません。**ただし、次々回の提出月以降は受付することができず、助成の対象外となりますのでご注意ください。

※ 薬局などのポイントサービス利用額は、助成の対象外となります。

※ おむつ助成の認定開始月（おむつ助成の申請を行った月）より以前のおむつ代の領収書については、助成の対象外となります。

3 日常生活用品助成変更（中止・再開・消滅）届の提出について

おむつの受給中に次の①～⑨のような変更が生じた場合は、届出が必要になりますので、印鑑をご持参のうえ、市役所介護保険課でお手続きください。

- ① 入院・退院したとき
- ② 施設入所・施設退所したとき
- ③ 転院したとき
- ④ 転居・転出・死亡のとき
- ⑤ 介護認定の介護度が、「要介護度2以下」になったとき（一時停止となります）
※その後、「要介護度3以上」になったときは再開が可能となりますので、届出が必要です。
- ⑥ 「医療病棟から介護病棟へ」または「介護病棟から医療病棟へ」移ったとき
- ⑦ 生活保護が開始となったとき
- ⑧ 現金助成の振込口座を変更するとき
- ⑨ 日常生活用品（おむつ）が必要でなくなったとき

●介護者慰労金のご案内

府中市では介護認定の「要介護3」以上に認定された在宅の方を、常時介護している方で次の①～④の要件をすべて満たす場合に介護者慰労金（月額5,000円）を支給しています。支給は、慰労金の申請をされた月からとなります。遡っての支給はできませんので、該当の方はお早めにご申請ください。

- ①介護者と被介護者の住民票の住所が同一であり、共に生活している
- ②介護者が要介護認定を受けていない
- ③介護者が介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者ではない
- ④介護者及び被介護者が属する世帯が市民税非課税世帯である

【問合せ先】

〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地

府中市福祉保健部介護保険課介護サービス係

電話 042-335-4470